

五條市学校給食における食物アレルギー対応に係る文書料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育長は、五條市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に在籍する児童又は生徒(以下「児童等」という。)のうち学校給食において食物アレルギー対応が必要な者に対し、児童等を診察した医師が作成する食物アレルギーに関する配慮事項を記す学校生活管理指導表の取得に係る経費(以下「文書料」という。)を予算の範囲内において補助することにより、児童等の保護者の負担の軽減を図り、もってアレルギー対策の円滑な実施に資することを目的とし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則(令和3年3月五條市規則第13号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における補助金は、児童等に対する食物アレルギー対応に係る文書料補助金とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、医師により食物アレルギーと診断されている者のうち、学校に在籍し、又は就学を予定しているものであって、食物アレルギーを有することにより学校での生活において特別な配慮や管理が必要と認められるものの保護者とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、学校における給食に関する文書料とする。

2 補助金の交付額は、児童等1人当たり年間3,000円を上限とする。

3 国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金制度との併用はできない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、食物アレルギー対応に係る文書料補助金交付申請書(様式第1号)に学校長の証明を受け、食物アレルギー学校生活管理指導表の取得に係る領収書を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 教育長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否の決定をするものとする。

2 教育長は、補助金の交付の可否の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びそ

の理由を、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、交付の決定について通知を受けたときは、食物アレルギー対応に係る文書料補助金交付請求書(様式第3号)により補助金の交付を請求しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により請求を受けたときは、申請者の指定する預金口座に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書(様式第5号)により申請者に返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の五條市学校給食における食物アレルギー対応に係る文書料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。